

東藤島小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月4日改訂

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。 ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。一人ひとりが自己肯定感を高めていくことで、互いのよさを認め合い、尊重し合います。また、結果だけでなく取り組む姿勢や過程を認めることで、困難をも乗り越えていく活力と強い心を与え、新しいことにチャレンジしていく意欲を引き出していきます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障がいのある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。障がいをもった人の話を聞いた、ふれあったりして障がいをもつ人への理解や思いやりの心を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、縦割り活動、異学年交流等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。体験活動と道徳の時間を関連させて行うことで、内面的自覚が深まり、道徳的実践力につながるように努めます。また、中学校区教育の中に道徳教育を推進する部会（心づくり・体づくり部会）を設け、4つの小中学校が連携を図りながら、思いやりの心の育成に努めます。

- (2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信、HP 等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる授業づくりに努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動などの異年齢交流活動を行い、児童が互いのよさを知り、心を通わせて活動する機会をもちます。また、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。また、スクールカウンセラーによる、グループワークやエンカウンターを通して、思いやりの気持ち、協力、聞く姿勢等、仲間づくりのスキルを身に付けさせます。その後、担任と面談を行い、情報交換しながら児童理解を深めます。

○気がかりな児童の共通理解

毎週月曜日の終礼にて、気がかりな児童の情報を全職員で共通理解し、いじめの被害者や加害者になる可能性のある児童の支援計画を立てます。全校児童が、担任と個別に悩みや友達関係について話をする機会を教育相談週間として年2回設け、些細なことでも担任に気軽に相談できる雰囲気を醸成します。

○児童の主体的活動の充実またその支援

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。また、児童が自発的・主体的に自分を成長・発達させていく過程をし

っかりと支援し、日々の児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話などに積極的に努めます。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○家庭との連携

児童が「人のいやなことを言わない、いやなことをしない」を意識し、よりよい自分に向上できるよう学校評価のアンケート項目に設定し、学校だけでなく、家庭にも取り組みを促します。また、学校生活の様子について、児童と話す機会をもつよう保護者に呼びかけます。

○地域との連携

本校では、毎日の登下校で、見守り隊が付き添っていただく活動を継続しています。地域の中で子どもを育てるという雰囲気をもっている利点を生かし、地域と連携を図りながら思いやりの心の育成を図ります。児童が区民体育祭・ふれあいサマーデー・地区文化祭・健康ウォーク大会等の地域の行事に進んで参加することを推進し、地域の中で児童と地域の人との関わりが深まるよう働きかけます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、大東中学生徒会が作成したスマートルールをもとに本校のスマートルールを作成し、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童について

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。また、認知した情報を確実に共有できるよう体制の強化にも努めていきます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを毎月行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

保護者には年2回のいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ります。また、適切な助言と学級全体への働きかけを行い、好ましい人間関係の構築を図ります。個別面談等を受け必要が生じた際は、聞き取り調査を実施します。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者へ情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等（活動）

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年）※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等の連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

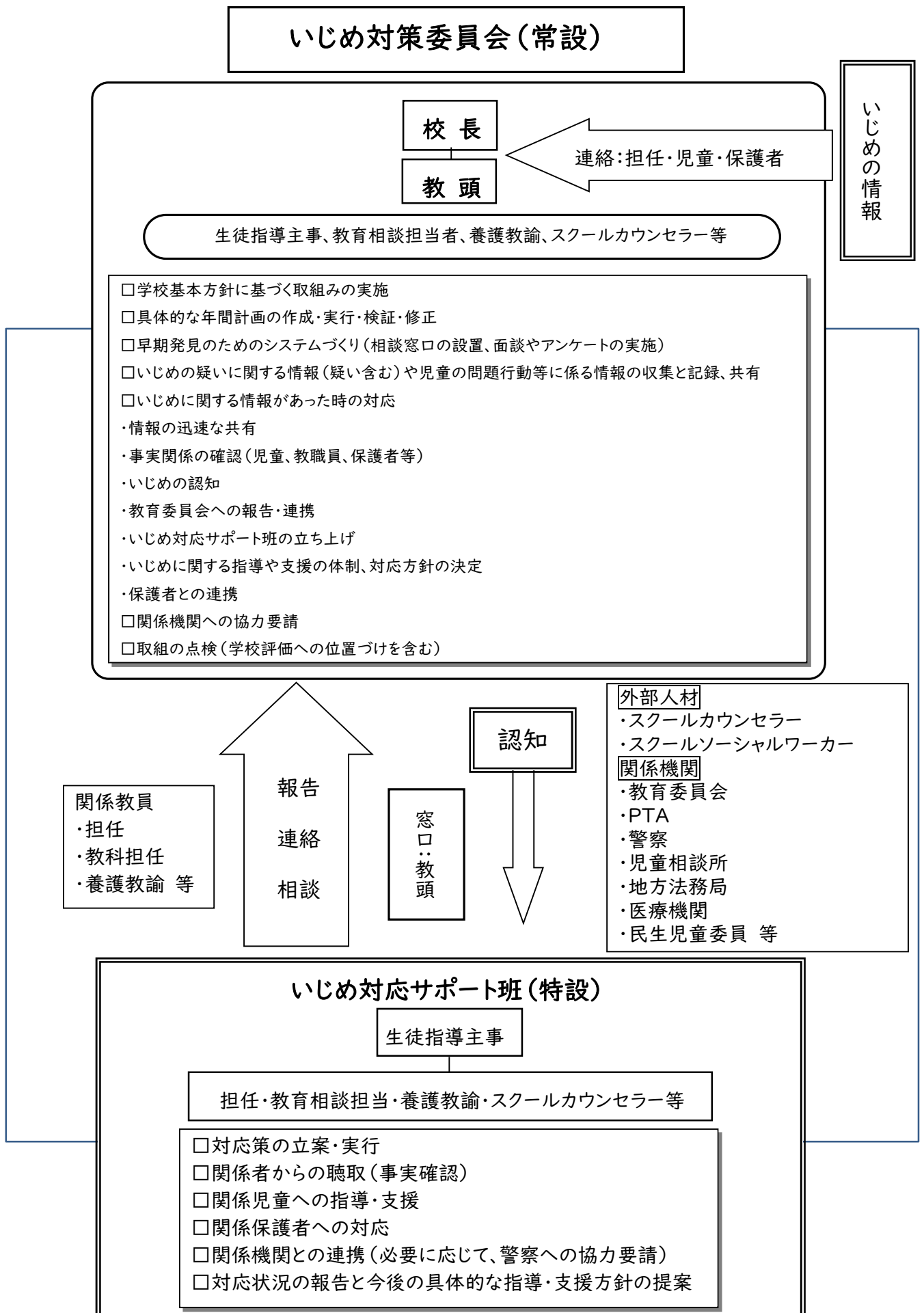
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー等

（活 動）

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告・連絡・相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察、児童相談所などとの連携



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

東藤島小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表	縦割り班編制 ・配慮を要する児童を考慮した班編制 ・5、6年生のリーダー性の育成 ・5、6年生の絆づくり					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	縦割り班活動スタート ・自主的な活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり					
		1年生を迎える会 ・各学年リーダー育成 ・絆づくり ・自主的な計画					
		心のチェックシート					
5月	中学校区研究推進委員会 ・児童、生徒の心づくり 計画策定 ・児童、生徒の交流活動 計画策定	見守り隊との初顔合わせ ・地域との絆づくり					
	職員会議 ・気になる児童の共通理解	野菜づくり (2年) ・地域との 絆づくり ・自主的な活動				田植え (5年)	
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	校内体育大会(地区体育祭) ・地域との絆づくり ・こども園との交流 ・高学年リーダー育成 ・絆を深める					
		心のチェックシート					
6月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果分析、状況把握	アンケート調査					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した公開授業の実施。	全校教育相談週間 ・担任による、児童の悩み事や友達関係のカウンセリング					
	職員会議 ・気になる児童の共通理解	たてわり遊び ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・自主的な活動					
		心のチェックシート					

〔7～9月〕

東藤島小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	児童集会 ・高学年リーダー育成 ・自主的な活動 ・絆づくり 心のチェックシート ふれあいサマーデー ・地域の絆づくり					
	保護者懇談会 ・保護者との連携強化 ・児童の情報交換						
	職員会議 ・アンケートや面談の報告による児童の共通理解 ・夏休み中の指導体制策定						
8月	中学校区夏季合同研修会 ・児童理解研修	家庭との連携 ・休み中だけでなく普段の様子も把握 ・クラスや地域の子どもの様子も把握 家庭でのふれあい啓発 ・親子読書の推進、夢や目標について語り合う等 親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
	職員研修 ・児童理解 ・特別支援教育						
9月	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	地区敬老会(全学年) ・お年寄りへのお手紙 公開授業 ・保護者や地域への授業の公開 心のチェックシート 岡倉天心 忌へ参加 (6年) 稲刈り (5年)					
	地域と協力挨拶運動 ・地域との絆づくり						
	職員会議 ・気になる児童の共通理解						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応					宿泊学習 (5年) ・絆づくり	
	いじめ対策委員会 ・1学期の振り返り	地区文化祭参加 ・交通安全ポスター、造形作品展示					
	職員研修 ・特別支援教育	健康ウォーク大会 ・地域との絆づくり					
	職員会議 ・気になる児童の共通理解	公開授業(マラソン大会) ・保護者や地域への授業の公開					
		心のチェックシート					
11月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果分析、状況把握	アンケート調査					
	授業研究	全校教育相談週間 ・担任による、児童の悩み事や友達関係のカウンセリング					
	職員会議 ・アンケートや個人面談の結果から児童の共通理解	園との 交流学习 (1年)				情報モラル 教室(5年) ・ネットモラル ・犯罪 等	修学旅行 (6年) ・自主的計画
12月	保護者懇談会 ・保護者との連携強化 ・児童の状況説明	人権教育 ・全校道徳指導 テーマ「思いやり」「命の大切さ」					
	職員会議 ・気になる児童の共通理解 ・冬休み中の指導体制策定	グループワークとエンカウンター(1～3年) ・スクールカウンセラーによる、友達づくりのスキル育成					
		見守り隊・ボランティアさんへのありがとう集会 ・地域の絆づくり ・感謝の心の育成					
		心のチェックシート					

	教員の動き等	児童の活動等							
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
1月	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	昔遊び体験 (1年) ・地域との 絆づくり		お年寄りとの 交流学習 (3年)	グループワークとエンカウンター(4～6年) ・スクールカウンセラーによる、友 達づくりのスキル育成				
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解							心のチェックシート	
2月	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	わくわく 交流デー (1年) ・新たな絆づくり ・異校種との交流					中学校 体験入学 (6年) ・新たな絆づくり ・異校種との交流		
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解							6年生を送る会準備・送る会 ・感謝の心 ・自主的な計画 ・次の学年の自覚	
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度へ向けて計画 見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認						校内奉仕活動 (6年) ・学校地域に 感謝して		
	心のチェックシート								
								卒業・進級認定会 ・気になる児童の共通 理解	
	職員会議 ・春休み中の指導体制 策定								